

令和4年度 第3回沼田市地域公共交通会議

日時 令和5年1月27日（金）

沼田市地域公共交通活性化協議会終了後

場所 テラス沼田5階Waltzホール

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー）事業評価について
（対象期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日）

(2) デマンドバス乗降ポイントの追加について

(3) 令和5年度生活交通確保維持改善計画（フィーダー）変更について
（対象期間：令和4年10月1日～令和5年9月30日）

4 その他

5 閉 会

沼田市地域公共交通会議委員名簿

(任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日)

番号	委員氏名	所属名称・役職等	備 考
1	川田 正樹	沼田市副市長	会長
2	安藤 均	沼田市総務部長	
3	山田 重之	沼田市都市建設部長	
4	武井 誠	沼田市区長会副会長	
5	吉野 満由美	沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長	
6	阿部 正治	関越交通(株)常務取締役	
7	高橋 良彰	(一社)群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長	
8	柳澤 孝司	全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部支部長	
9	佐藤 俊也	(一社)群馬県バス協会会長	
10	清水 憲明	(一社)群馬県タクシー協会会長	
11	鷺巣 雄一	関東運輸局群馬運輸支局長	
12	松井 紀	群馬県県土整備部交通政策課長	
13	木内 弘二	沼田土木事務所長	
14	吉井 仁	沼田警察署長	

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

（策定年月日）令和4年3月17日

（自治体名称）沼田市

生活交通確保維持改善計画の名称
沼田市フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>沼田市では公共交通の確保のため、現在10路線の路線バスについて、事業者に委託し、運行している。（愛称：ぬまくる）平成27年度に地域医療の中核を担う利根中央病院が公共交通空白地域に移転したことから、本計画の対象となっている沼須線を新設した。これにより、これまで12地域存在していた公共交通空白地域は11地域へと減少し、路線バスの利便性も向上した。</p> <p>沼須線は、利根中央病院をはじめとする複数の医療機関を経由する経路を運行しており、市委託路線バス10路線の中では利用者数、収支率ともに上位の路線である。移動手段を持たない交通弱者の通院など、移動機会の確保に欠くことのできない路線となっており、片品村へ通じる路線バス鎌田線、みなかみ町へ通じる路線バス猿ヶ京線及びJR上越線と接続している。</p> <p>以上のことから、沼須線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> <p><u>また、令和4年3月25日から、沼須線を含む10路線すべてのぬまくるの運行再編を行い、日中の区域運行を導入することとした。これにより、ぬまくるの利用促進また、市内を3エリアに分割し、それぞれのエリア内を運行させることにより、幹線交通の利用促進にもつながると考えている。持続可能な公共交通網の形成を図るためには、デマンド運行は極めて重要であり、確保・維持する必要がある。</u></p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>当該地域内フィーダー系統の目標を次のとおり設定する。</p> <p>1. 輸送容量（1日に輸送できる旅客数の合計）</p> <p>沼須線は沼田駅～利根中央病院を1日あたり往復7.5便運行している。運行車両については、運転手を除く定員は13名である。以上のことから、移動機会を確保するため、下記の1日あたりの輸送容量を確保する。</p> $13人 \times 7.5便 \times 2 = 195人$ <p>2. 1日当たりの乗車人数</p> <p>令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1日当たりの乗車人数 (7,122人/245日) \div 29 (人/日)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が見通せないため、現状維持を目指す。</p> <p>3. 収支率</p> <p>運行事業者に運行経費の概算を依頼。</p> <ul style="list-style-type: none">・年間収益見込み 1,021,538円・概算運行経費 7,296,365円 $(1,021,538円 / 7,296,365円) \times 100 = 14.0\%$ <p>委託路線の中でも利用実績が上位であることから運行を継続し、概算以上の収支割合を目指す。</p> <p><u>4. 利用者数合計</u></p> <p><u>令和2年度（令和元年10月～令和2年9月）のぬまくる年間利用者数を数値目標とし、</u></p>

令和4年度におけるデマンド運行及び路線定期運行の合計利用者数と比較する。

目標数値：38,961人

(2) 事業の効果

- ・利用者の多くが通院目的のため、交通弱者への交通手段を確保することにより、医療ニーズへの充足を図る。
- ・沼須町から市街地への交通手段を確保することにより、日常生活の利便性の向上を図る。
- ・令和4年3月25日運行開始のデマンド運行に伴い、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、周辺町村とネットワークを形成するバスや鉄道と接続することで、効率的な運行体系が実現でき、人の流動を促進し地域活性化につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 事業

- ・主な利用目的地である病院や駅に時刻表等を配布し、利用促進を図る。
- ・バスの乗り方教室を開催する。
- ・アンケート結果を基に、経路や運賃の見直しを検討する。
- ・車両デザインを刷新したので、プロモーションに力を入れ、利用促進につなげる。
- ・沼須線に限らず、市内を運行する路線バスが、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底していることの周知に努める。

(2) 実施主体

- ・沼田市及び、関越交通株式会社及び株式会社老神観光バス

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

1. 区域及び乗降ポイント

別添地図のとおり

2. 予定している運行時間

別添時刻表のとおり (令和3年10月1日から令和4年3月24日まで)
午前9時から午後5時まで (令和4年3月25日から令和4年9月30日まで)

3. 予定している運行期間

令和3年10月1日から令和4年~~9~~3月~~30~~24日 (土日祝日を除く)
令和4年3月25日から令和4年9月30日の平日及び土曜日 (日曜及び祝日を除く)
令和4年10月1日から令和5年9月30日の平日及び土曜日 (土日祝日を除く) (日曜日及び祝日を除く)
令和5年10月1日から令和6年9月30日の平日及び土曜日 (土日祝日を除く) (日曜日及び祝日を除く)

4. 運送予定事業者

関越交通株式会社
株式会社老神観光バス

5. 地域内フィーダー系統の補足資料

沼須線は沼田駅と沼田市保健福祉センター前を主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線をはじめ、他の路線との乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

ぬまくる(デマンド運行)はテラス沼田、浄水場及び下街道を主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線や猿ヶ京線への乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

沼田市から運行事業者へ補助を行っている。補助金額については、運行契約に基づき、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

関越交通株式会社
株式会社老神観光バス

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

補助対象事業者が協議会ではないので記載せず。

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論

令和3年5月24日	沼田市地域公共交通会議を実施。(書面開催)
令和3年6月2日	沼田市地域公共交通会議で事業内容、計画について承認。
<u>令和4年1月17日</u>	<u>令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について合意。</u>
<u>令和4年2月10日</u>	<u>ぬまくるの区域運行実施等について合意。</u>
<u>令和4年3月9日</u>	<u>令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議。</u>
<u>令和4年3月17日</u>	<u>令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意。</u>

21. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通会議に利用者の代表として沼田市区長会副会長及び沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長を委員として委嘱しており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	群馬県県土整備部交通政策課長 沼田土木事務所長
関係市区町村	沼田市副市長 沼田市総務部長 沼田市都市建設部長
交通事業者・交通施設管理者等	関越交通株式会社代表取締役社長 一般社団法人群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長 全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部委員長 一般社団法人群馬県バス協会長 一般社団法人群馬県タクシー協会長 沼田警察署長
地方運輸局	関東運輸局群馬運輸支局長
その他協議会が必要と認める者	沼田市区長会副会長(区長会選出代表区長) 沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 群馬県沼田市下之町888番地

(所属) 沼田市役所総務部企画政策課政策推進係

(氏名) 杉木貴和

(電話) 0278-23-2111

(e-mail) sugiki-t@city.numata.lg.jp

令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 (地域公共交通計画 / 生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 5年 1月27日

協議会名: 沼田市地域公共交通会議

評価対象事業名: 地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金

①運行事業者	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
関越交通株式会社	(R3.10.1～R4.3.24) 沼須線 系統:沼田駅～利根中央病院 運行回数:7.5回/日 運賃:距離制	持続可能な地域公共交通を目指すことがポイントであるという助言を受け、運行形態の変更を行った。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B 事業が計画に位置づけられた目標を達成できていない点があった。 目標:1日当たりの乗車人数29人 実績:21人 分析:新型コロナウイルスの長期化を見通すことができなかったことが原因と考えられる。	現在では運行を休止しているが、デマンドバス利用実績から人流を分析し、路線として束ねることも検討したい。
関越交通株式会社	(R4.3.25～R4.9.30) ぬまくるデマンドAエリア 営業区域:旧沼田市内 運行時間帯:9時～17時 運賃:400円	持続可能な地域公共交通を目指すことがポイントであるという助言を受け、運行形態の変更を行った。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B 事業が計画に位置づけられた目標を達成できていない点があった。 目標:年間合計利用者数38,961人 実績:32,612人 分析:デマンド運行の定着に時間がかかっていることが原因と考えられる。	予約することを負担に感じ、利用につなげていないことが課題であると考えている。広報紙や説明会による周知の徹底や予約方法等システム面による改善を図りたい。
関越交通株式会社	(R4.3.25～R4.9.30) ぬまくるデマンドBエリア 営業区域:白沢町及び利根町南部 運行時間帯:9時～17時 運賃:400円	持続可能な地域公共交通を目指すことがポイントであるという助言を受け、運行形態の変更を行った。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B 事業が計画に位置づけられた目標を達成できていない点があった。 目標:年間合計利用者数38,961人 実績:32,612人 分析:デマンド運行の定着に時間がかかっていることが原因と考えられる。	予約することを負担に感じ、利用につなげていないことが課題であると考えている。広報紙や説明会による周知の徹底や予約方法等システム面による改善を図りたい。
株式会社老神観光バス	(R4.3.25～R4.9.30) ぬまくるデマンドCエリア 営業区域:利根町北部 運行時間帯:9時～17時 運賃:400円	持続可能な地域公共交通を目指すことがポイントであるという助言を受け、運行形態の変更を行った。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B 事業が計画に位置づけられた目標を達成できていない点があった。 目標:年間合計利用者数38,961人 実績:32,612人 分析:デマンド運行の定着に時間がかかっていることが原因と考えられる。	予約することを負担に感じ、利用につなげていないことが課題であると考えている。広報紙や説明会による周知の徹底や予約方法等システム面による改善を図りたい。

事業実施と地域公共交通計画／生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 4年 1月27日

協議会名:	沼田市地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域内ライダーシステム確保維持費用国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	基本的な方針 1. 誰一人取り残さない公共交通 2. 住民生活の基盤としての公共交通 3. 持続可能な公共交通 事業実施の目的・必要性 交通弱者である高齢者、障がい者、子どもが利用でき、住民生活の基盤としての役割を担うためには、地域間幹線システムを補完する当該ライダーシステムの確保及び維持が必要である。

令和4年度 沼田市地域公共交通会議（群馬県沼田市） （地域内ライダーシステム確保維持事業）

地域の公共交通等の現況・課題

- ・JR上越線（沼田駅、岩本駅）
- ・バス事業者2社：関越交通株式会社、株式会社老神観光バス
（事業者自主運行路線3路線、沼田市委託路線6路線、沼田市委託デマンド3エリア、他村委託路線4路線）
- ・タクシー事業者4社：有限会社老神観光タクシー、関越交通タクシー、サンタクシー、丸沼タクシー
- ・スクールバス（9台）

基本的な方針／定性的な目標

基本的な方針として次の3つを掲げている。

1. 誰一人取り残さない公共交通（交通弱者である高齢者、障がい者、子どもが利用できる公共交通を目指す）
2. 住民生活の基盤としての公共交通（医療・福祉・教育・観光・商工業の基盤を担う）
3. 持続可能な公共交通（市、交通事業者、地域住民が連携して、応分の負担により継続した運行を目指す）

目標を達成するために行う事業の今年度実施状況

住民アンケート及び住民参加型ワークショップの結果を受け、令和4年3月25日からコミュニティバスの運行形態を見直した。これまで路線定期運行のみであったが、時間帯によって路線定期運行と区域運行（デマンド運行）が切り替わるハイブリッド方式へと転換した。
乗降ポイントを大幅に増やしたことにより、公共交通空白地域が解消し、これまでバス停が遠くにくかった住民が使いやすくなった。また、医療施設や小売店には乗降ポイントを積極的に設定し、住民生活の基盤として機能するよう整備を行った。応分の負担による持続可能な公共交通については、今後の検討課題である。

アピールポイント

利用促進を図るため、デマンドバス使い方がガイドマップの全戸配布、住民説明会の開催、健康福祉部門と連携して高齢者や民生委員が集まる場に参加し、説明を実施する等、周知活動を徹底して行った。
学生の夏休み期間に合わせて、学生限定で運賃が半額になるキャンペーンを行った。
デマンドバスの予約方法は電話またはスマートフォンアプリのどちらからかであるが、他の自治体と比べるとアプリの利用割合が比較的高い。これは、電子地域通貨が普及していることにより、高齢者もスマートフォンを使っていることが一つの要因として考えられる。一方で、電話からの予約が半数以上であるので、今後スマートフォン教室を開催する等して、市のデジタル化を推し進めたい。

一部過疎
地域指定

面積	443.46 km ²
人口（R4.4.1時点）	45,721人
	15歳未満 4,511人
	65歳以上 16,004人
高齢化率	35.0%

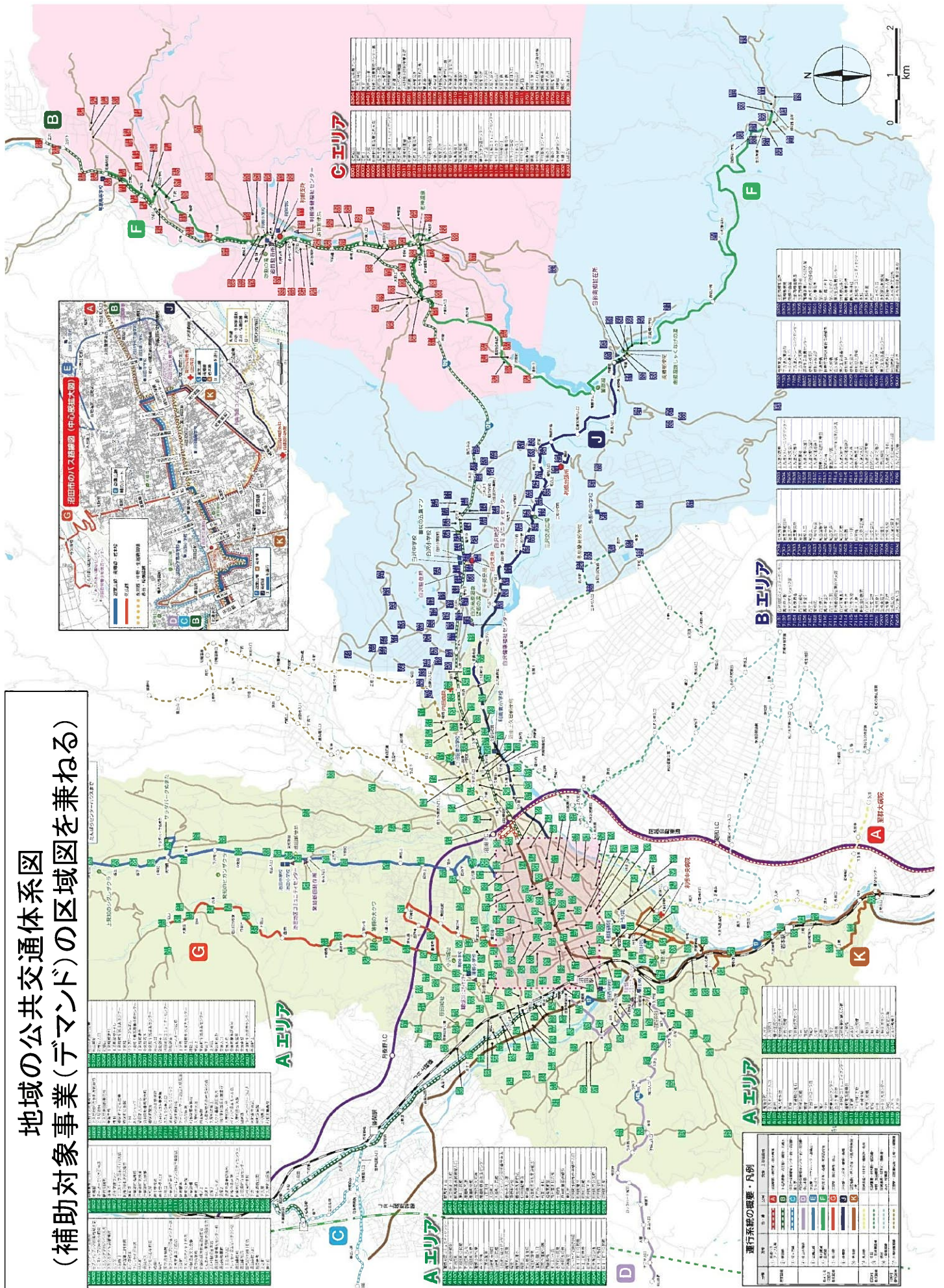
交通計画の状況

現在策定中
令和5年度中に策定予定

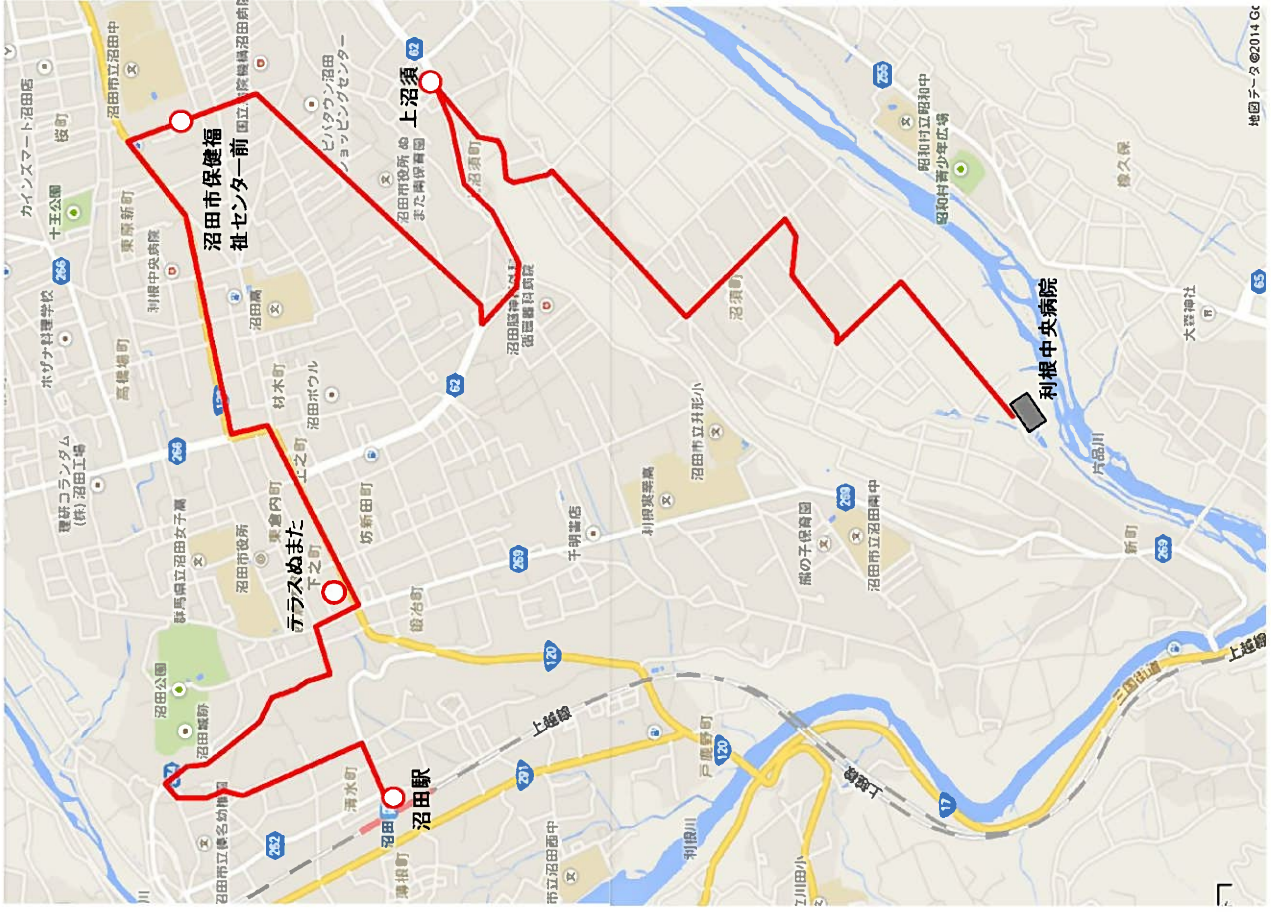
会議開催状況

- （令和4事業年度に係るもの）
- ・第1回（令和3年5月24日）
地域内ライダーシステム確保維持計画策定について
- ・第2回（令和4年3月9日）
地域内ライダーシステム確保維持計画の変更について
- ・第3回（令和5年1月27日）
事業評価について

地域の公共交通体系図 (補助対象事業(デマンド)の区域図を兼ねる)

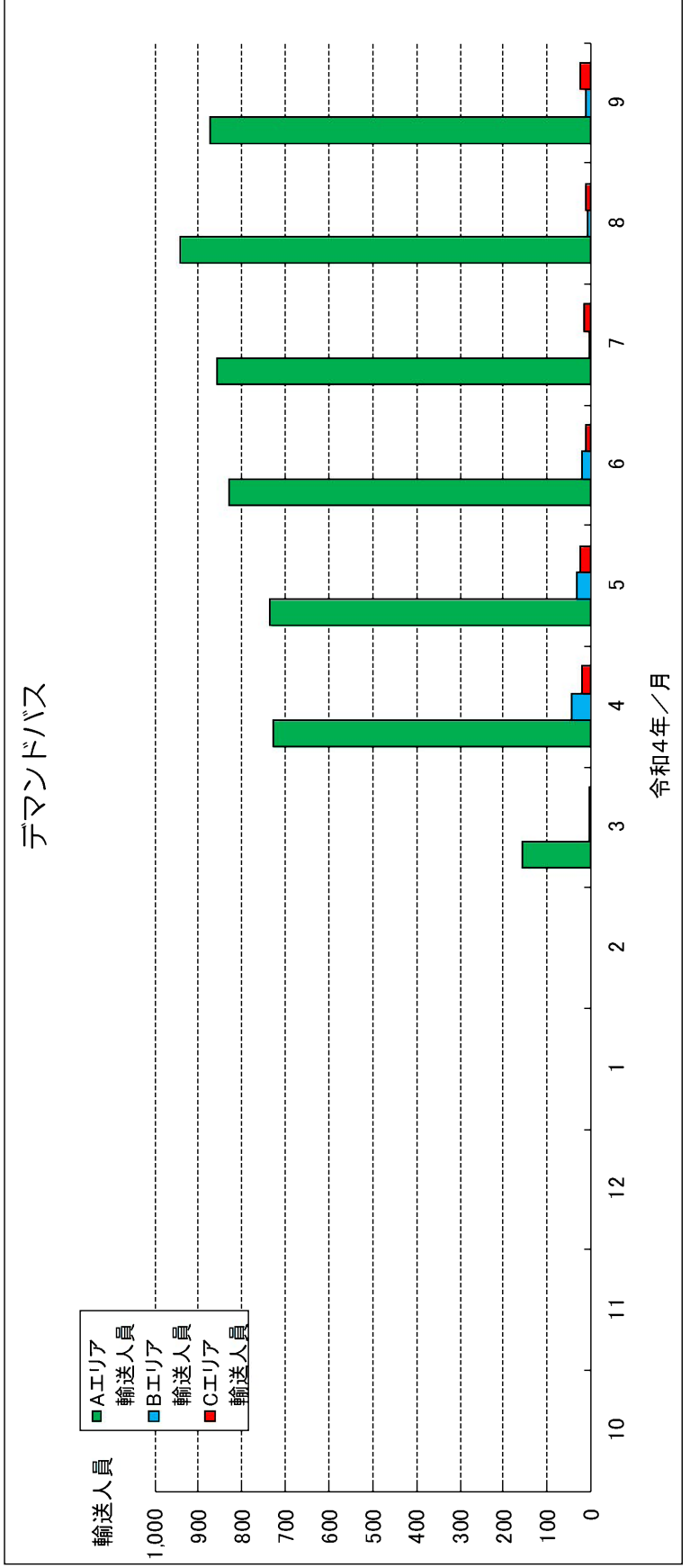


補助対象事業(沼須線)の運行系統図



補助対象事業(デマンド)の実績データ

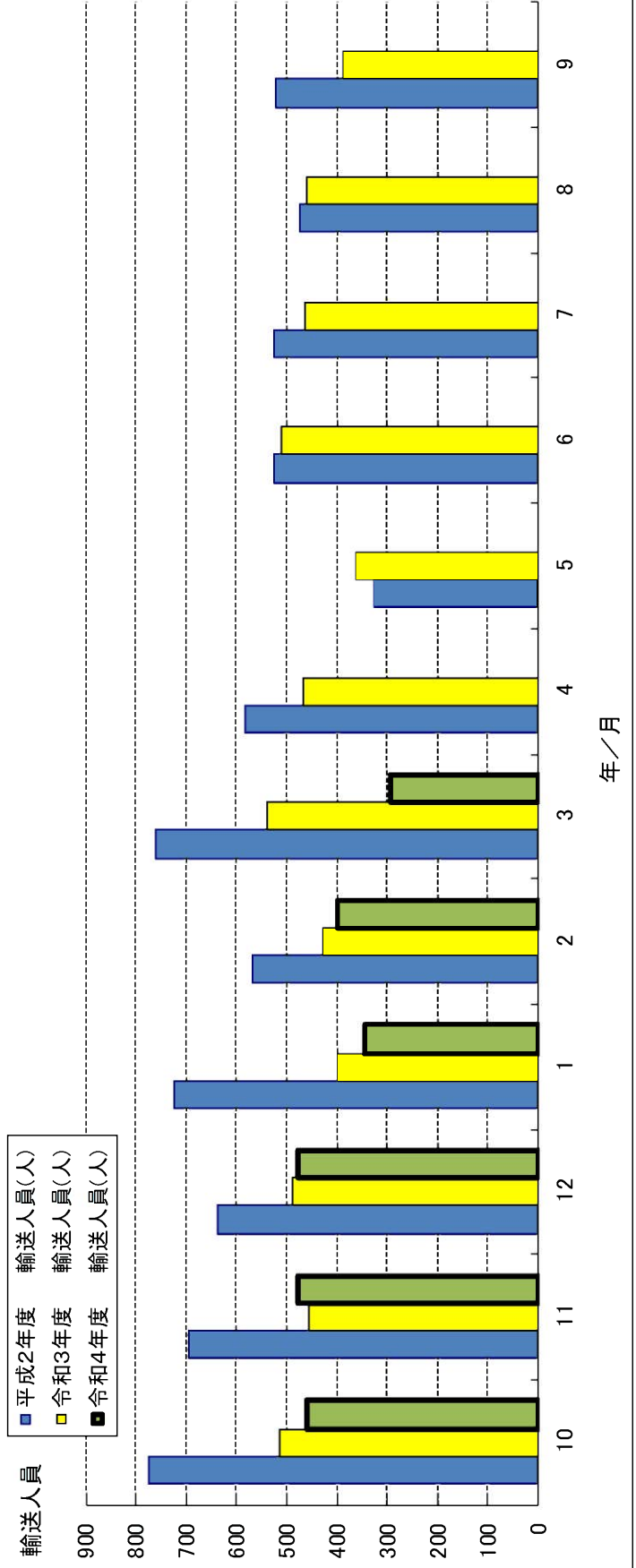
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
Aエリア 輸送人員						158	728	735	828	856	942	875	5,122
1日当たり 輸送人員						26.33	29.12	31.96	31.85	34.24	36.23	36.46	33.05
Bエリア 輸送人員						4	43	34	20	5	9	14	129
1日当たり 輸送人員						0.67	1.72	1.48	0.77	0.20	0.35	0.58	0.83
Cエリア 輸送人員						4	19	25	12	18	11	25	114
1日当たり 輸送人員						0.67	0.76	1.09	0.46	0.72	0.42	1.04	0.74
輸送人員合計						166	790	794	860	879	962	914	5,365
1日当たり 輸送人員						27.67	31.60	34.52	33.08	35.16	37.00	38.08	34.61



補助対象事業(沼須線)の実績データ

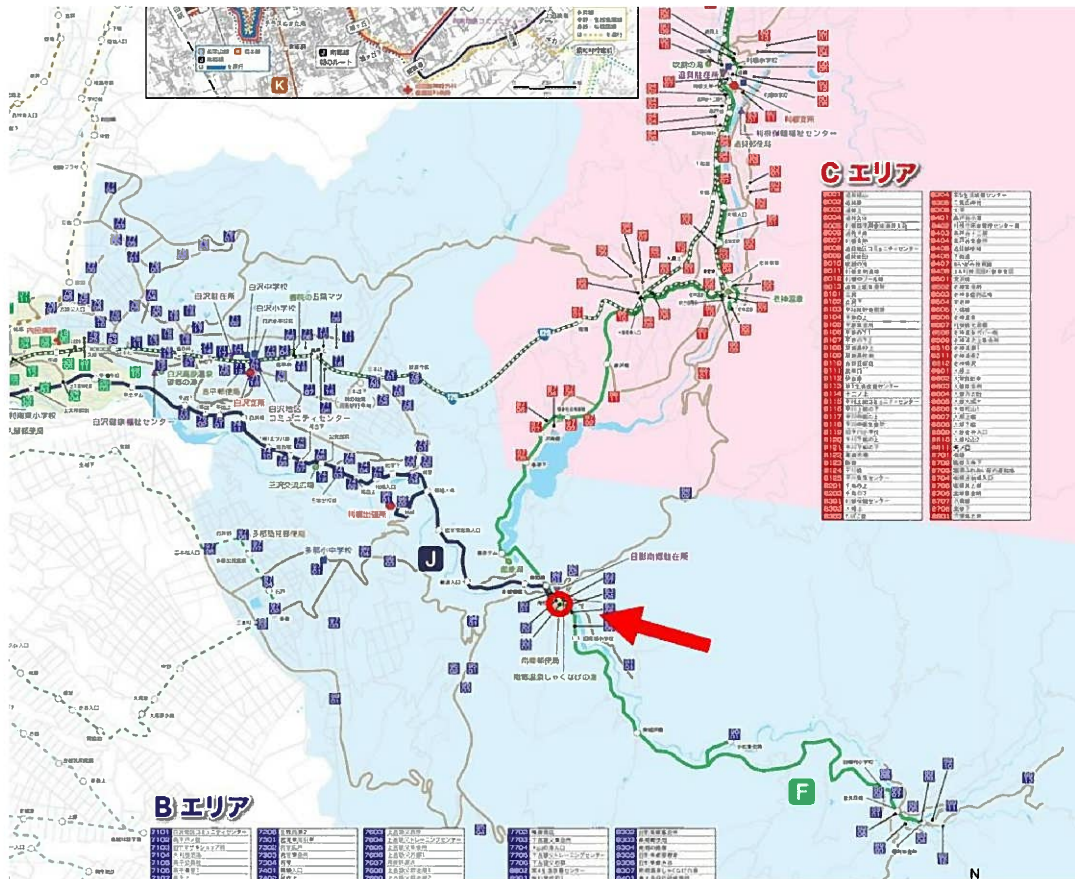
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
平成2年度 輸送人員(人)	777	694	636	726	569	762	582	325	527	525	476	523	7,122
平成2年度1日 あたり輸送人員(人)	37.00	34.70	28.91	34.57	31.61	36.29	27.71	18.06	23.95	25.00	23.80	26.15	29.07
令和3年度 輸送人員(人)	515	458	488	400	426	540	467	361	510	463	460	387	5,475
令和3年度1日 あたり輸送人員(人)	23.41	24.11	21.22	21.05	23.67	23.48	22.24	20.06	23.18	23.15	21.90	19.35	22.26
令和4年度 輸送人員(人)	459	477	480	346	400	293							2,455
令和4年度1日 あたり輸送人員(人)	21.86	23.85	20.87	17.30	22.22	17.24							20.63

沼須線



デマンドバス乗降ポイントの追加について

Bエリアに所属する「兩郷温泉しゃくなげの湯」にCエリアの乗降ポイントを設定したい。



追加理由

- ・ Cエリアの利用者数が少なく、利用促進を図りたい。
- ・ Cエリアの住人から要望が上がっている。
(デマンド運行開始前は、根利尾瀬高校線を使ってしゃくなげの湯に行くことができていたが、デマンド運行のエリア分断により、行くことができなくなってしまった。)

運用開始

- ・ 3月1日 (2月15日の全戸回覧で周知、2月22日から予約受付開始)

備考

- ・ 同日付でその他の乗降ポイント (同一エリア内) も追加予定。

3月1日追加予定一覧

No	エリア	コード	名称	住所
1	A	0304	しめぎ整形外科クリニック	柳町 2563-12
2	A	0707	上原町横塚街道	上原町 1689-9 付近
3	A	0809	東原新町十二木	東原新町 1484-3 付近
4	A	1702	沼田めぐみこども園	清水町 4330
5	A	1809	沼田西中学校	薄根町 3580
6	A	1810	薄根町宮下	薄根町 2738-2 付近
7	A	3210	上発知のシダレザクラ	上発知町 646
8	A	3304	発知のヒガンザクラ	中発知町 1234
9	A	3706	奈良古墳群	奈良町 110
10	A	5202	戸神町	戸神町 959 付近
11	A	5309	工業団地前	町田町 1600 付近
12	A	6227	上毛高原メモリアルパーク	下川田町 2519
13	C	8126	マルイ商店	利根町平川 1383-1
14	C	8127	コメリハード&グリーン利根店	利根町平川 1392-1
15	C	8409	セブンイレブン利根老神温泉入口	利根町高戸谷 610-1
16	C	8307	内楽橋	利根町大楊 1519-4
17	C	8410	まるきゅう高戸谷店	利根町高戸谷 190
18	C	9307	南郷温泉しゃくなげの湯	利根町日影南郷 100

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

（策定年月日）令和5年1月27日

（自治体名称）沼田市

生活交通確保維持改善計画の名称
沼田市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>沼田市においては、片品村及びみなかみ町へ通じる幹線交通である路線バス鎌田線及び猿ヶ京線を軸に、公共交通機関網が広がっている。</p> <p>これら幹線交通に接続する市委託路線バス（愛称：ぬまくる）が支線の役割を果たしているが、運行本数が少ないことやバス停までが遠いことが要因となり、利用者数は年々減少している。</p> <p>こうした状況下において、令和4年3月25日から、日中のぬまくるの運行を区域運行へ移行することとした。これにより、ぬまくるの利用促進、また、市内を3エリアに分割し、それぞれのエリア内を運行させることにより、幹線交通の利用促進にもつながると考えている。</p> <p>以上のことから、持続可能な公共交通網の形成を図るためには、デマンド運行は極めて重要であり、確保・維持する必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>1. 利用者数 令和3年度（令和2年10月～令和3年9月）のぬまくる合計年間利用者数（37,663人）を起点とし、沼田市第6次総合計画に掲げている年間利用者数50,000人（令和8年度）を達成し得る各年度の目標値を設定する。 令和5年度：42,597人 令和6年度：45,065人 令和7年度：47,532人</p> <p>2. 相乗率 乗合交通として機能していることを図るため、相乗率（利用者数／運行回数）の向上を目指す。（※令和4年5月実績値：1.12） 3カ年を通じた目標値：1.3</p>
（2）事業の効果
<p>日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、周辺町村とネットワークを形成するバスや鉄道と接続することで、効率的な運行体系が実現でき、人の流動を促進し地域活性化につながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>・主な利用目的地である病院や駅にガイドマップや時刻表等を配備し利用促進を図る。（沼田市）</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

1. 区域及び乗降ポイント

別添地図のとおり

2. 予定している運行時間

(令和4年10月1日～令和5年1月22日)

午前9時から午後5時まで

(令和5年1月23日～)

A・Bエリア：午前8時35分から午後5時30分まで

Cエリア：午前9時から午後5時まで

3. 予定している運行期間

令和4年10月1日から令和5年9月30日の平日及び土曜日（日曜及び祝日を除く）

令和5年10月1日から令和6年9月30日の平日及び土曜日（日曜及び祝日を除く）

令和6年10月1日から令和7年9月30日の平日及び土曜日（日曜及び祝日を除く）

4. 運送予定事業者

関越交通株式会社

株式会社老神観光バス

5. 地域内フィーダー系統の補足資料

ぬまくる（デマンド運行）は「沼田駅」「保健福祉センター前」「塩の井」「下街道」を主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線や猿ヶ京線への乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

沼田市から運行事業者へ補助を行っている。補助金額については、運行契約に基づき、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

関越交通株式会社

株式会社老神観光バス

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付	
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
令和4年6月15日 沼田市地域公共交通会議を実施。（書面協議） 令和4年6月23日 沼田市地域内フィーダー系統確保維持計画について承認。 令和5年1月27日 沼田市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議	
21. 利用者等の意見の反映状況	
地域公共交通会議に利用者の代表として沼田市区長会副会長及び沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長を委員として委嘱しており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	群馬県県土整備部交通政策課長 沼田土木事務所長

関係市区町村	沼田市副市長 沼田市総務部長 沼田市都市建設部長
交通事業者・交通施設管理者等	関越交通株式会社代表取締役社長 一般社団法人群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長 全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部委員長 一般社団法人群馬県バス協会長 一般社団法人群馬県タクシー協会長 沼田警察署長
地方運輸局	関東運輸局群馬運輸支局長
その他協議会が必要と認める者	沼田市区長会副会長（区長会選出代表区長） 沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）群馬県沼田市下之町 8 8 8 番地

（所 属）沼田市役所総務部企画政策課政策推進係

（氏 名）杉木貴和

（電 話）0 2 7 8 - 2 3 - 2 1 1 1

（e-mail）sugiki-t@city.numata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			変更後	
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保		基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
沼田市	関越交通株式会社	(1) デマンドバスA	旧沼田市 内			往復 km	297日			区域運行	①	③		
		(2) デマンドバスB	白沢町及 び利根町 南部			往復 km	297日			区域運行	①	③		
		(3) デマンドバスC	利根町北部 及び南郷温 泉しゃくなげ の湯			往復 km	297日			区域運行	①	③		
	(4)				往復 km	日								
	(5)				往復 km	日								

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運送予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。